



発行所 加茂郡公民館 印刷所 今井印刷

私の念願

公正な民意による教育行政を

教育委員会委員長 田口耕作

謙しんであいつを申しあげます。この度新教委制度の発足にあたり、村議会、川村教育委員会委員の栄職を汚すことになりました。誠に身に余る光栄であると共に感激にたえない次第であります。私自身を省みますと、若輩にして浅学非才、その重責にたえらる何ものもなく心底より危惧いたして居ります。幸に助役安江正文氏が教育長として御兼務下さいまして、有能練達の委員の方々も御就任になつておられますので、これらの方々の御教示をいたして、ひたすらこの職責に精進したいと思ひ定めました。何卒公私とも深い御理解を戴き種々御叱正と御高見を賜りまして、御鞭撻あらん事を懇願いたします。

私はこの際何よりも先づ公正な立場と熱情を以て、「公正な民意により地方の

実情に即した教育行政」を信条とし、他面「県の教育行政と村一般行政との連携調和」に留意して、その間「不当な支配に屈することなく」教育の政治的中立性を堅持したいものと念ひ願ひいたします。当面の意味では上からの権力による命令と服従のおしつけではなく、教育の全体が主体的、自律的に運営され、教育的仕事に、皆様がよくタツチに、皆様がよくタツチによつてその実があげられていくこと。或いは教師と父兄と指導機関とが一体となり共通の意識の上に教育が進められたいこと。これは進められたいこと。具体的な面に於きましては就任より日尚浅く、至らざる私であり、かつそうしざる事柄について未だ委員会を持ち得ませんので、貴重な紙上を借りて皆様に訴える何物もありません。只の

青年学級について皆様に一言お願いいたします。文部省研究指定東白川村青年学級は、当局及社会教育関係者等各位の日夜御尽力下さつて、この学級研究の面に於きましては、学級員諸君の自主的運営により行われているのであります。夫々家庭にあり職業をもつて勤勞する傍、主として夜間学級を持ち、自らの力、自らの発意によつて努力せられているのであります。こうした自主的精神により得られた学問と教養こそは、本当に動かすことのできな

秋の火災多発期は、春のその時期と同様に火災件数が急には上昇して、悪条件下にあつては常に大火の危険にさらされることは珍らしくありません。こうして火災の発生を未然に防止するためには、一般住民の防火思想の徹底と訓練の強化を図ることが極めて重要でありますので、全国一斉に「秋の火災予防運動」が展開されることになりました。

各家庭においては次のことに充分注意して、私たちが村を火災から護るよう格別の御尽力をお願いいたします。一、秋の全国火災予防運動

実施期間 十一月二十六日から十二月二日まで一週間

●まづ火を出さぬ用心 1 子供に火遊びを絶対させない。

2 山でのたき火、たばこの吸殻に充分注意する

3 煙突掃除の励行。

4 取灰の完全な始末。

●危険箇所の修理 1 煙突の接しよくする木質部の炭化した処の修理。

2 取灰置場の設けてないところはこの期間中に設置する。

●消火用具の点検整備 1 火災発生の場合初期防火が最も大切であるから消火用具は見やすく手近なところに常置する。

災予防運動

十二月二十六日から一週間

昔から恐ろしいものの三番目にあげられている火事は、最近全国的にその猛威を存分に発揮して、今では第一位のし上つた感があります。

秋の火災多発期は、春のその時期と同様に火災件数が急には上昇して、悪条件下にあつては常に大火の危険にさらされることは珍らしくありません。こうして火災の発生を未然に防止するためには、一般住民の防火思想の徹底と訓練の強化を図ることが極めて重要でありますので、全国一斉に「秋の火災予防運動」が展開されることになりました。

各家庭においては次のことに充分注意して、私たちが村を火災から護るよう格別の御尽力をお願いいたします。一、秋の全国火災予防運動

実施期間 十一月二十六日から十二月二日まで一週間

●まづ火を出さぬ用心 1 子供に火遊びを絶対させない。

2 山でのたき火、たばこの吸殻に充分注意する

3 煙突掃除の励行。

4 取灰の完全な始末。

●危険箇所の修理 1 煙突の接しよくする木質部の炭化した処の修理。

2 取灰置場の設けてないところはこの期間中に設置する。

●消火用具の点検整備 1 火災発生の場合初期防火が最も大切であるから消火用具は見やすく手近なところに常置する。

昨春秋、文部省一層の理解を深めていた。その研究指定を受けくよう多数の御参観をお願いいたします。尚当日の発表会日程は次

たすその学習研究の通り

一〇、〇〇 開会

一〇、一〇 学級運営の概要説明

一〇、四〇 グループ学習研究発表

研究発表

一、一、三〇 スライド発表

一、二、〇〇 風食及び展示室参観

一、〇〇 全体討議(加茂郡連合青年団主催の青年研究集会と合同で行う)

三、〇〇 県係官指導及講習

三、三〇 閉会

研究発表会迫る

学習の成果を期待

白川中学校に於いて行うことに決つた。当日は加茂郡内はもとより県下各地から多数の関係者の参加が予想され、本村青年学級の学習内容等を中心に県下の青年教育の諸問題に関する意見が交される。

村民の方々にも、この機会に青年学級に対し、より

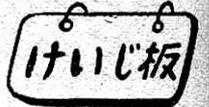
新しい民生委員

十人を推せん

今度の民生委員の任期が十一月一杯で満了するため、本村では民生委員推せん会を十月二十五日招集し、次の十名の新しい民生委員を推せんした。

この推せんされた民生委員は、十一月下旬厚生大臣より委嘱の辞令が交付されることになつて居る。

服田守彦
安江竹雄
田口謙男
村雲邦雄
今井定夫
松岡安二
安江公一
桂川完一
栗本喜三
今井一雄



押売り
は早く
警察へ
届けま
しょう

米の配給制度が変る

一人当り三六五瓦に

十月より米の配給制度が
変つており、いままで年令
によつて七つの区分に別れ
ていた配給基準量が、今後
は一律に一人一日当り三六
五グラム宛配給になりました
た。このほか、今までの配
給米は七分搗きだけであつ
たのを、完全精白米と七分
搗精米の二本建となり、消
費者の希望でどちらでも受
けられるようになり、完全
精白米の場合は、いままで
のように一々搗き直さなく
ても、そのまゝで白い御飯

子供の火遊びは
危険です
充分気を
つけましょう

家屋補充調査を実施します

来年度の固定資産税に用
うる土地、家屋等の評価額
は、地方税法の規定によつ
て、原則として、本年度用
いた評価額をそのまま用う
ることになつておりますが
課税の衡平を期するため、
家屋のうち特に異動のあつ
たもの、例えば、新築、増
築、移築、取壊等床面積に

今年最後の 自衛官募集

防衛庁では、目下本年度
最終回の自衛官募集を次の
通り行つておりますから、
希望者は、早目に応募され
るようお知らせします。

- 一、応募資格
志願健全、心身強健で中
学校卒業以上の学力を有
し、昭和三十三年三月一
日現在で、十八才以上、
二十五才未満の男子
- 二、志願受付期限
十二月十五日まで
- 三、志願手続
市町村役場で、所定の志
願票二通を受取り、所要
事項記入の上、居住地の
市町村役場に提出する。
- 四、採用試験
昭和三十三年一月十八日
から同月末日までの間に
簡単な筆記試験(国語、
社会、数学) 身体検査と
面接を行う。
- 五、待遇
採用と同時に、二等陸
海、空士(給与月額約六
〇〇〇円)に任用され、管
舎内に居住、その後成績
によつて順次昇進、昇給
があり、別に被服が貸与
され、食事が支給される
- 六、その他
その他詳しいことは、役
場係まで問合せ下さい。

戸籍のおり

婚姻(結婚が法律的に成
立すること)が法律上有効
に成立するためには、当事
者の合意とか父母の同意と
かいうようになつてはなら
ないことや、近親婚とか重
婚とかいうようになつては
ならぬ要件がある。又婚姻
の成立には一定の法式にし
たがつて市区町村役場に届
出をしなければならぬ要件
も有る。ではその要件とは
どんなことか。

(1)当事者間に婚姻について
の合意あること。婚姻を
するといふ意思の合致の
こと。その意思が無かつ
たならばその婚姻は無効
となる。

(2)婚姻適令に達したこと。
婚姻するには男子は満十
八才女子は満十六才に達
しなければ婚姻をすること
が出来ない。

(3)重婚でないこと。配偶者
のある者は重ねて婚姻を
することが出来ない。但
し事実婚については法的
には含まれない。

(4)女は前婚の解消又は取消
(離婚又は婚姻の取消等)
の日から六ヶ月を経過し
た後でなければ再婚する
ことは出来ない。六ヶ月
未満に於て再婚した場合
女について生れてくる子
供の父が不明になつたり
又血統の混交を防止する



△問 私は、わずかばかり
の山林所有者ですが、最
近一部立木の伐採をしま
した。そこで、すぐ木材
引取税の申告と納入を致
しました。
△答 お手紙のとおり、ま
つたく遺憾なことです。
しかし、少ない申告をし
ておけばそれで終るとい
うものではありません。
村では、税については、
できる限り衡平に負担し
て戴くために、いろ／＼
な方面からいろいろな角
度で資料を集めておりま
す。申告については、申
告者の意志をできるだけ
尊重するといふ立場で取
扱ひをしておりますが、
資料により過少申告が明
らかなつた場合は、当
然、修正申告をして戴く
か、或いは更正の決定を
致します。その場合は、

意味で六ヶ月という待婚
期間を存しなければなら
ないことになつてゐる。
然しこの待婚期間は次
の場合には存する必要は
ない。

①女でも直前の前夫と再
婚するとき

②前夫の失せう宣告(行
方不明等)による婚姻
解消の場合

③女が離婚後優生手術を
受けた場合

④女が前婚解消又は前婚
の取消の前から懐胎し
ていた場合その出産の
あつたとき

⑤法定の近親間の婚姻でな
いこと。直系血族又は三
親等内の傍系血族では婚
姻出来ない。

⑥未成年の子が婚姻するに
は父母の同意を要する。
これは未成年の子の思慮
の浅薄を補う未成年者保
護の規定である。

長欠児童の実態 病氣原因が七割

小中学校長期欠席児童を
無くそうとする運動の基礎
資料にするため、十月中旬
学校や児童委員の協力によ
つて長期欠席児童の実態調
査が行われた。

これによると

中学校 四人

原因 病 氣一人
精神薄弱一人
家庭貧困二人

小学校
神土 四人

原因 病氣 四人
越原 一人 病氣 一人
原因 病氣 一人
五加 なし

ベビーコンクール 安江茂和君が入賞

昭和三十一年度第一回赤
ちゃんコンクールに乳児検
診に基き審査の結果左記の
君が優良児として入賞十一
月二日加茂保健所長より努
力賞(乳児養育に努力のあ
つたもの)を受けた。

越原除地
安江典博房子の長男
安江茂和(十一ヶ月)

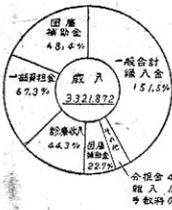
今後この調査にもとづき
登校奨励指導は勿論である
が原因によつて何等かの援
護措置がなされることと思
う。

国保の推移

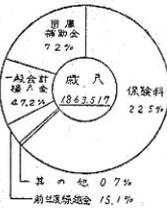
一件当医療費比較表

種別	26年度		27年度	
	10円		11円50銭	
	件数	一件当額	件数	一件当額
一般	45	2,569	129	4,039
入院	4,265	366	5,698	428
院外	279	274	384	129
診療	109	952	76	712
助産	(105)	(31,500)	(84)	(25,200)
合計	4,691	395	6,287	498

国保事務会計 昭和27年度歳入決算



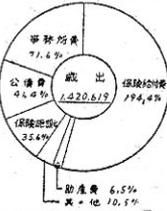
国保事務会計 昭和27年度歳入決算



国保事務会計 昭和27年度歳出決算



国保事務会計 昭和27年度歳出決算



三ちゃんがんばる

納税貯蓄組合の映画

納税貯蓄組合の普及
 発展を図るため、国税庁ではこのほど「三ちゃんがんばる」という短編劇映画をつくりました。

この映画は、下関市向山小学校の山崎晋君の作文をテーマにドラマ化したもので、納税貯蓄の必要性や、納税の表情がよくあらわれている反面、子供たちが青空の下でピチ／＼はねまわっている姿もえがき出されています。以下は、同映画のあらすじです。

三ちゃんの家はそば屋である。ところがお父さんが病気をしたために六万円ほどの税金がたまつた。税務署とかけあつた結果、毎日署の売上げの中から少しずつ納めることになつた。はじめのうちは、お父さんが病院への途中を利用したり、お母さんがお使いのついでに納めに付たりしたが、お父さんが、出前に使つてお父さんが、出前に使つ

健康優良児表彰

県教育委員会主催による本年度の県下健康優良児童らに特健康のすぐれているの選考及び表彰式が、去る十一月二日県庁第一会議室に於いて行われたが、本村良児童が選出され結果、

多賀ちせ子さん (神土小六年)

からは神土小学校六年多賀ちせ子さんが見事そのちせ子さんが、栄ある県下健康優良児童として表彰をうけた。

津小から一名の入選児童が

秋は

病気にかかりやすい時です
 充分注意しましょう

ていた大人の古い自転車へのつて三ちゃんは税務署へ通つたのである。ところが大きな自転車は三ちゃんの自由にならなかつた。虫取りをしている友達を避けそこなつてけんつくを食つたこともあつた。見かねて近所の酒屋のおばさんが古い子供用の自転車を貸してくれた。

それに乗つて雨が降つても、風が吹いても三ちゃんは税務署へ通つた……。



-6-

議会委員会
 三委員会に改正

村議会常任委員会の活動については、村議会において研究中であつたが、十月九日の臨時会において次の通り三委員会とし、委員もそれぞれ五人づつに改正された。

総務経済常任委員会
 ○桂川富次郎
 ○今井 義一
 安江 専一

教育民生常任委員会
 安江 福二
 田口 早苗
 ○村雲 重吉
 ○村雲 順一
 田口庄之助
 今井 静
 安江 繁一
 林野土木常任委員会
 ○安江 五一郎
 ○大坪 計吉
 ○今井 鉄五
 桂川 幸市
 安倍 純

最近「農家の人々」を何んと呼んだらうか？と云うことを問題にした本があつた。農民といふものもおかしい。工民や商民とも呼ばないのに、農民ばかり「民」とはおかしいと云うのである。「農村人」もあてはまらないし、「業者」と四角はつても変であるなどという。述べてあつたが、どうもおかしな議論で、呼び名を変えたところで中味は変わらないし、またいい呼び名などあるわけはない。

昔は「どん百姓」とか「水のみ百姓」とか云われ、「百姓」が見下げた呼び名のように思われて来た時代

もあつたが、それは昔の実態がそうであつたからで、呼び名のせいではあるまい。実態が改まり、つまり農家の生活がゆたか(物質的に精神的にも)に、人間も成長して高まり、他の職域との落差がなくなれば、百姓という呼び名は立派になつてくるから心配ない。

「取締役社長」「何々長」などと名刺に印刷するよう「百姓」と入れてもおかしくないような時代を、みんな早く作り出した。

昔は、一人に一人と云われる篤農家があらわれたが、今日の百姓は、一時代前ならみんな篤農家と云われるほどの技術を身に付けているようだ。栽培技術も土地改良も、少数の篤農家だけのものではなく、大半の農家に普及し成長してきて

しかし、これは単に栽培技術などについては、一時代前の篤農家なみだと云うことで、もつと広い意味の百姓の生活全体から眺めれば、まだ一人一人の域をでていないのではなからうか。

百姓の生活をうまく運動することは生活技術である。生活技術とは、くらしの工夫であり、それ／＼が志す生活の創造のための技術であり、一言に云つて文化と云うことである。

栽培技術などは、今日では篤農家と云われなくても国や県の技術陣の指導も雨の如く？で、それで立派な百姓にならなければバチがあつた。ところが生活技術となつると、仲々その指導は容易でなく、結局自分たちで工夫し、自分の頭で考え百姓と云う呼び名が、立派に名刺の肩書として通用する力を作り出すよう努力することより方法がなかり